

特報1	兵庫県尼崎市列車事故における救助活動(概要)……………	4
特報2	初動時における被災地情報収集のあり方に 関する検討会の設置……………	5
特報3	市町村長と都道府県幹部のための防災危機管理ラボ……………	6
特報4	地方公共団体の地震防災訓練(図上型訓練)実施要領モデルの 作成に関する調査研究報告書(平成16年度)の概要……………	7
特報5	地域防災力の充実に向けた消防団の取組事例……………	8
特報6	「消防職員委員会の組織及び運営の基準」の 一部改正の概要……………	10
特報7	南関東直下型地震を想定した消防庁図上訓練の実施……………	11

平成17年6月号 No.411

巻頭言 情報通信分野での期待

Report

放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドラインの策定……………	12
消火器・防災物品の適切なりサイクルに向けた取り組みの推進……………	13
避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの取りまとめ……………	14
災害時要援護者の避難支援ガイドラインの取りまとめ……………	15
防災のための図記号に関する調査検討委員会報告書の概要……………	16
林野火災の有効な低減方策検討会報告書の概要……………	18
NBCマニュアルの作成……………	19

TOPICS

平成17年度総合防災訓練大綱……………	20
消防庁指揮車・人員搬送車導入、運用開始……………	21
平成17年度「危険物安全週間」の推進……………	22

緊急消防援助隊情報

第3回緊急消防援助隊全国合同訓練について……………	23
---------------------------	----

消防通信～北から南から

岡山県 岡山市消防局 「おいでんせえ！ 晴れの国おかやまへ」……………	25
-------------------------------------	----

消防通信～望楼

八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部(青森県)/仙台市消防局(宮城県)……………	26
東京消防庁(東京都)/赤磐消防本部(岡山県)	

消防大学校だより

第1回新任消防長・学校長コースの実施について……………	27
-----------------------------	----

広報資料(7月分)

風水害に対する備え……………	28
石油コンビナート災害の防止……………	29

INFORMATION

防災図上訓練指導員を募集……………	30
新潟県中越地震における長岡市妙見町土砂崩れ現場での 救助活動に関わる消防庁長官表彰の副賞等贈呈式……………	30
4月の主な通知/広報テーマ(6・7月分)……………	31



情報通信分野での期待



消防庁審議官 蝶野 光

消防庁審議官を拝命して早いもので、20カ月が経とうとしている。この間、新潟・福島豪雨、福井豪雨、十数回の台風上陸、新潟県中越地震を始めとした地震災害、さらには、スマトラ島沖地震と正に多事な日々を経験させて頂いています。

6回の緊急消防援助隊とタイ国への国際消防救助隊の派遣がありましたが、その中で、情報通信分野では、同報系市町村防災行政無線未整備地域、ヘリテレ映像伝送空白地区、衛星のみの県防災行政無線、通信用非常電源装置不備、消防救急無線、特に共通波輻輳、震度情報ネットワーク輻輳等実に多くの課題が指摘されました。さらに、携帯電話からの119番通報を的確に受け止められるようにと進めている間に、廉価な電話サービスが急速に増え始めています。平成電電、日本テレコム、KDDIの3社は、本年早期には全国の60～85%をカバーすると表明しています。IP電話と呼ばれるサービスも平成16年中に12社になっています。この結果、ある指令センターでの119番通報受付処理時間が1.8倍との話も出ています。救急業務での収容時間が30分を超えてしまうおそれは現実のものとなりつつあります。

激増し続ける救急救命業務、多数の高齢者の火災による死亡、林野火災の2年続けた多発、企業災害の発生率の急増、度重なる自然災害、国民保護法施行等新たな消防に対する期待等の下、的確に責務を果たしていく基盤となるのが情報通信システムと言って良いでしょう。現状の改善のみではなく、何が必要かを見つめ直す時期に来たようです。

発災の第一報を全ての住民から受けられる体制は私たちの仕事のスタートです。これを受け、限られたスタッフ、車両資機材を如何に効率的に的確迅速に派遣することができるかの基盤が、365日24時間の態勢で稼働されている消防救急無線や指令センターを中核とした情報通信システムであります。

大規模災害時にも耐え得る情報通信基盤を構築していくことは、大変難しいことですが、ICTの進展に相応しい対応を効率的に各本部で進めて頂くためにも、少なくとも中期的な展望とそのタイムテーブルを提示すること、標準化を進めるための牽引車となることが期待される役割ではと考えます。

e-Japan戦略では、2005年の目標達成への具体的施策として、重要インフラの情報セキュリティ確保、防災情報共有システムの整備と国民への提供拡大、携帯電話やIP電話等の様々な情報通信手段による緊急通報への対応の3件が挙げられていることを追記しておきます。

消防の動き



平成17年
6月号

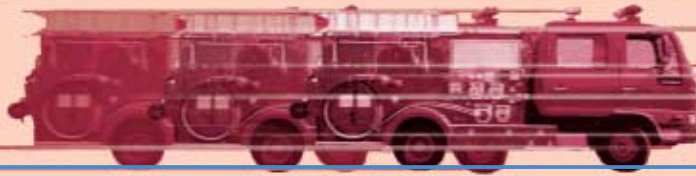
No. 411

兵庫県尼崎市列車事故における救助活動(概要)
初動時における被災地情報収集のあり方に関する
検討会の設置

市町村長と都道府県幹部のための
防災危機管理ラボ 他

FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



兵庫県尼崎市列車事故における救助活動(概要)

救急救助課・震災等応急室

兵庫県尼崎市のJR福知山線の列車事故では、脱線した車両がマンションに衝突し多くの尊い命が失われるという大惨事となりました。

車両が建物内に激突あるいは食い込む形となり、救助活動が極めて困難な状況の中、地元尼崎市消防局をはじめ、県内応援隊や緊急消防援助隊が夜を徹して救助活動を行いました。その活動状況は次のとおり。

1 概要

- (1) 発生日時(覚知日時)
平成17年4月25日(月)午前9時18分頃(9時22分尼崎市消防局覚知)
- (2) 発生場所
兵庫県尼崎市久々知3丁目27番40号先
- (3) 発生状況
JR福知山線宝塚駅9:03発、上り快速列車(7両編成)が脱線し建物へ衝突

2 被害の状況(5月24日現在)

- ・死者 107人(男性59人、女性48人)
- ・負傷者 549人(重症139人、軽症410人)

3 緊急消防援助隊・県内応援隊の活動状況(延べ)

- (1) 緊急消防援助隊
74隊 270名(大阪府隊、京都府隊、岡山県隊)
- (2) 県内隊
兵庫県隊 100隊 363名
尼崎市消防局隊 119隊 462名

4 消防庁の対応

消防庁では、4月25日9時40分に災害対策本部(第二次応急体制)を設置。10時40分兵庫県知事からの要請を受け、消防庁長官は消防組織法に基づき、大阪府、京都府、岡山県に対し順次緊急消防援助隊の出動を要請しました。また、消防庁職員3名を現場へ派遣し、被害情報の収集・報告、現地における活動調整を行いました。

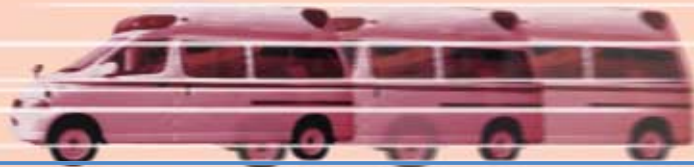
5 活動概要

列車事故発生直後から、既に活動を行っていた尼崎市消防局隊に加えて、県内応援隊が続々と集結し活動を開始。また、大阪府、京都府、岡山県知事に緊急消防援助隊の出動を要請。すでに現場で応援活動中の大阪市消防局隊を中核に大阪府隊を編成し緊急消防援助隊の活動を開始した。

また、尼崎市消防局は隊到着時からトリアージを行い、救急隊、航空隊により傷病者を病院ヘビストン搬送が行われるとともに救出活動も行われた。

作業現場での安全を確保しつつ2両目の車両を重機で移動し、1両目での検索を実施。事故発生から3日後の28日15時55分、1両目の検索を終え最終的に要救助者全員を救出と判断。同日17時00分緊急消防援助隊の要請が解除され、その後22時05分尼崎市消防局が活動を終了し最終引き揚げとなり、約80時間に及ぶ活動を終えたものである。





初動時における被災地情報収集のあり方に関する検討会の設置

総務課・防災情報室

新潟県中越地震（平成16年10月23日17時56分頃発生）では、初動時において消防庁と旧山古志村や小千谷市塩谷地区等との間で情報が途絶し、被害の把握に時間を要する事態となりました。これは、通信途絶となり初動時における情報収集ができなかった状況にあったほか、孤立地帯で地上部隊が道路寸断等のため展開できなかったことによります。こうした問題に対して、孤立地域の住民にアクセスする手段や関係省庁間の情報共有システムの構築が求められています。

そこで、消防庁では、麻生太郎総務大臣の指示に基づき、総務省情報通信政策局とともに、大規模災害発生の際の初動時における被災地情報収集のあり方、災害時の情報通信技術の活用について、京都大学の河田恵昭防災研究所長を座長に、学識経験者、市町村関係者等をメンバーとして、検討会を開催することとしました。

5月10日に行われた第1回の会合では、麻生太郎総務大臣、今井 宏副大臣も出席し、被災地情報収集方法の

現状、長島忠美長岡市復興管理監（旧山古志村長）、関広一小千谷市長からの新潟県中越地震における課題の報告などが行われ、活発な議論が交わされました。

今後、数回の会合を経て8月末までに結論を得ることとしています。



初動時の情報収集に関する検討会

被災地情報収集の課題（概要）

「新潟県中越地震」（平成17年3月18日現在）

H 16.10.23 17:56 頃発生 震源＝新潟県中越地方 M 6.8
死者 46名、負傷者 4,801名 住家全壊 2,827棟、半壊 1万 2,746棟



被災直後の旧山古志村内の状況



旧山古志村庁舎内の状況

1. 防災行政無線の機能停止等により、旧山古志村（現長岡市）、小千谷市塩谷地区等において、通信が一時途絶

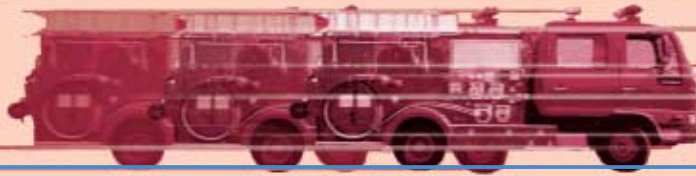
2. ヘリコプター等による上空からの被災地情報収集に支障が発生

3. 非常用電源の不備等により、震度情報ネットワークからの情報が遅延

初動時における被災地情報収集が困難

旧山古志村の激しい被災状況が翌日まで把握されない等

初動時における被災地情報の収集を確実にを行うための検討が必要



市町村長と都道府県幹部のための防災危機管理ラボ

防災課

地震、津波、台風、高潮、豪雨、土砂崩れ等の大規模災害発生時において、被害を最小限に抑えるためには、都道府県危機管理部門と市町村さらに地域住民との間の信頼関係の構築に基づく確かな初動対応体制の確立が不可欠です。その実現には、日頃から災害に備えた実践的な防災訓練を実施することにより、市町村長のリーダーシップによる確かな判断と迅速な指示等危機管理能力の一層の向上を図っておく必要があります。

そのため、消防大学校や市町村アカデミーにおいては、これまでも市町村長の危機管理能力向上のために「危機管理トップマネジメントセミナー」などが開催されています。

今後、消防庁では、これらに加え、体験的な訓練を追加し、実践的な危機管理能力を養うことを目的として、都道府県の危機管理担当幹部職員を対象に、市町村幹部との緊密な連携を前提とした実戦的図上訓練の実施推進に向けた危機管理研修を行うこととしています。これは、災害時における都道府県、市町村及び住民等との緊密な連携体制を確立し、もって地域の防災力を高め、安心、安全な地域づくりを推進することを目的としています。

この危機管理研修の実施に先駆けて、平成17年4月28日(木)総務省第1会議室において「市町村長と都道府県幹部のための防災危機管理ラボ」(デモンストレーション)を開催いたしました。

当日は、十数名の市町村長及び各都道府県消防防災主管部長など約90名に出席していただき、全国市長会、全国町村会、(財)消防科学総合センターの協力を得て、主

に図上型防災訓練の実施方法等についてデモンストレーションを実施しました。

具体的には、市町村長として必要な危機管理対応力、状況予測型図上訓練、防災GISソフト(図上訓練機能、防災マップ作成機能、災害時オペレーション機能等)及び消防庁の状況付与型図上訓練への取り組みと成果等について映像等を交えつつ説明を行うとともに、消防庁危機管理センターの視察を行いました。その後、当該デモンストレーションに対する意見交換会が行われ、図上訓練を既に実施している団体、未実施の団体の双方から、危機管理意識の向上及び災害時対応力の強化の面でその有効性に賛同する意見が多くあげられました。

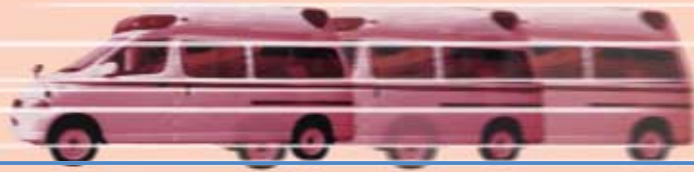
市町村長と都道府県幹部のための防災危機管理ラボ

～ 次 第 ～

1. 「災害対応危機管理についてのトップの心構え」
消防庁長官 林 省吾
2. 「昨年の豪雨、台風、地震災害対応の問題点と課題」
消防庁防災課長 金谷 裕弘
3. 「新潟県中越地震 震源地町長の被災体験談」
新潟県川口町長 星野 和久
4. 「これからの市町村における防災訓練について」
(財)消防科学総合センター研究開発部長 日野 宗門
～消防防災危機管理センター視察～
5. 「消防庁における条件付与型図上訓練への取り組みとその成果」
消防庁震災等応急室長 重松 秀行
6. 意見交換会



市町村長と都道府県幹部のための防災危機管理ラボの様子



地方公共団体の地震防災訓練(図上型訓練)実施要領モデルの作成に関する調査研究報告書(平成16年度)の概要

震災等応急室

1 防災体制の整備に向けて

平成16年は、相次ぐ風水害や新潟県中越地震、さらにはスマトラ島沖地震などの大規模な災害が発生し、各地で大きな被害をもたらしました。また、東海地震、東南海・南海地震、南関東地域直下型地震などの発生も懸念されているところであり、このような大規模な災害に備えるためには、実践的で実効性のある図上型訓練の実施を通じて、地域防災計画や応急対策要領の見直し、市町村長としてのリーダーシップの発揮、住民と行政の信頼関係の確立等により地域における災害への対応能力を強化しておくことが不可欠です。

2 実践的な図上型訓練の取り組みと市町村長の役割

現状における市町村の地震防災訓練は、実技、実働訓練に比重が置かれたものが多く、災害時の「危機管理能力」の向上、習得を意図した図上型訓練の実施は一部に限られています。特に、市町村長は災害時に一刻を争う意思決定を迫られ、リーダーシップの重要性がクローズアップされていることから、実践的な図上型訓練の企画、推進が求められています。

3 調査研究の目的

消防庁では、地方公共団体が実践的かつ効果的に地震防災訓練を実施できるようにするため、図上型訓練の種類や特徴、これまでの実施事例を整理するとともに、学識経験者、防災関係機関及び地方公共団体の職員等で構成する「地震防災訓練(図上型訓練)実施要領作成研究会(座長:吉井博明東京経済大学教授)」において、標準的なマニュアルの作成について検討してきました。

4 研究会報告書の概要

これまでの検討に基づき、 図上型防災訓練の企画・

準備、市町村に適合した図上型防災訓練の選択・実施、図上型訓練の評価・検証の方法を紹介し、訓練目的やテーマ等に応じた適切な訓練方式を選択するための手引書として、また、訓練の事前準備やスムーズな実施のためのノウハウの解説書として、地震防災訓練(図上型訓練)実施要領を表に示す基本構成により取りまとめ、都道府県他関係団体へ配付しました。

表 地震防災訓練(図上型訓練)実施要領の基本構成

1. 地震防災訓練(図上型訓練)をどのように始めるとよいか
図上型訓練の概要・特徴をフローや比較表を交えて解説した導入部

2. ~ 4. 訓練手法別解説

手法ごとの詳細解説。概ね以下のような構成で記述した。

図上型訓練を企画・準備する

- ・訓練目的、習得目標の明確化・具体化
- ・企画者・進行管理者・参加者の役割分担、会場等確保
- ・訓練要綱、訓練想定(災害(被害)、状況付与シナリオ等)の資料作成



当該市町村に適合した図上型訓練を選択し、実施する

- ・状況予測型訓練(イメージトレーニング方式)
最小限の条件のもとで参加者に状況予測と意思決定を求める
- ・災害図上訓練DIG(災害想像力ゲーム方式)
当該地域の地図を活用した訓練で課題の発見・共有を図る
- ・図上シミュレーション(ロールプレイング方式)
特定条件下の付与シナリオへの参加者の対応を繰り返し、展開

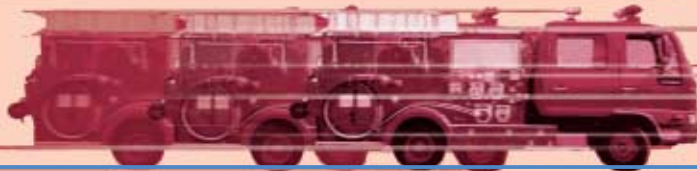


図上型訓練結果を評価・検証する

- ・評価・検証素材(チェックリスト、アンケート等)により評価
市町村の防災体制の弱点・課題を把握、防災上の責務を自覚
- ・状況付与シナリオを改善、経験を蓄積し図上訓練を活性化

参考資料

訓練の実施事例、シナリオ、評価・検証ツール(当該市町村の活用に応じた)



地域防災力の充実に向けた消防団の取組事例

消防課

消防団は、地域防災体制の中核的存在として地域の安心・安全のため、大きな役割を果たしていますが、近年の社会環境の変化等から、消防団員数の減少や消防団員の中高齢化・サラリーマン化等の様々な課題に直面しています。

こうした中、各地の消防団では、消防団員の確保ひいては地域防災力の充実のため、様々な取り組みが行われており、その事例を5月号に引き続き紹介します。

1 学生消防団員の採用

地域防災力を継続的に確保し、充実強化していくためには、青年層の方々には消防団活動など消防防災への理解を深めてもらい、将来の地域防災の担い手を育てていくことが必要です。その一つの方策として、大学生や専門学校生の入団促進が挙げられます。

大学生や専門学校生は、居住地や通学地が偏在し、在学期間が1年から6年程度と短いことから、地域防災を担う消防団にとって継続的な力となりにくい面はありますが、短い期間であっても、彼らが消防団活動に参加して消防や地域防災に関心を持つことは、卒業後、各地に就職した際に、消防団活動などに参加し、地域防災の担い手となることなどの波及効果が期待されます。

東京都23区内の消防団では、平成16年4月1日以降、大学生の採用に積極的に取り組み、平成16年中に新たに学生消防団員33人を採用しました。その概要を紹介します。

東京都23区内の消防団の概要

- 消防団員数（平成16年4月1日現在）
1万4,034人（全国：91万9,105人）
- 消防団員の平均年齢（平成16年4月1日現在）
48.8歳（全国：37.4歳）
- 東京都23区内の学生団員数の推移
平成16年4月1日、114人 平成16年12月31日、147人

学生消防団員採用の概要

東京消防庁では、現役大学生の消防団員をポスター、リーフレットに起用して、青年層消防団員の入団募集を展開しました。

平成16年4月に社団法人日本私立大学連盟・東京都大学管理本部・独立行政法人東京大学ほか5大学・社団法人日本フードサービス協会に対し、文書にて協力依頼を行いました。

各消防署においても、平成16年4月以降に次のような取り組みを行いました。

- ・管内の大学にポスター、リーフレットの掲示依頼
- ・新宿駅前の大型ビジョンで団員募集映像の放映
- ・コンビニ、ファミリーレストランなど管内の大学生等が集まる飲食店等にポスターの掲示、リーフレットの配付依頼

消防庁では、入団された皆さんのこれからの活躍を期待するとともに、卒業後も消防団の経験を活かし、各地域で消防団など地域防災の担い手の1人として活躍していただきたいと考えています。

また、全国各地の市町村においては、このような取り組みなどを参考に、学生の入団について、前向きに取り組んでいただきますようお願いいたします。

消防庁では、消防団活動への理解促進及び消防団への参加促進のため、対象ごとの参加促進パンフレット（リーフレット）を作成しました。その一つとして、大学生・専門学校生向けの同リーフレットを20万部作成し、昨年度に、都道府県・市町村・消防本部・消防団に配布していますので活用してください。（詳しくは、http://www.fdma.go.jp/syobodan/policy/pdf/160812_r4.pdf をご覧ください。）



総務省消防庁作成のリーフレット



東京消防庁作成のリーフレット

2 新興住宅地からの消防団員の採用

近年、郊外に、サラリーマンの居住地として、新興住宅地が建設される傾向が多く見られます。そのような住宅地域は、既存コミュニティとの接点が少ない場合があり、消防団活動など地域活動への理解不足などが懸念されているところです。地域防災力の充実強化のためには、このような地域の住民に消防団に参加していただくことが重要です。

また、消防団を充実強化し、地域の安全確保という消防団の役割を果たしていくためには、地域に密着して生活し、地域コミュニティの結びつきが強い女性の力が必須であり、積極的に消防団への入団について働きかけていく必要があります。

三重県名張市では、平成17年4月に新たに新興住宅地域から男性消防団員26人と市内全域から女性消防団員20人を採用しました。その概要を紹介します。

名張市消防団の概要

消防団員数（平成16年4月1日現在）
471人（全国：91万9,105人）
消防団員の平均年齢（平成16年4月1日現在）
32.7歳（全国：37.4歳）

新興住宅地域からの消防団員採用の経緯及び活動等

名張市の人口は昭和39年当時の約3万人から、新興住宅地域の開発等により平成16年には8万5,000人を超えるに至りましたが、消防団員は、古くから市内に居住している方々から確保しており、新興住宅地域からの消防団員は皆無の状況でした。

古くから住んでいる方々だけでは少子高齢化が進んで消防団員の確保に苦慮している状況もあったことから、消防団員が皆無な地域である新興住宅地域においても消防団員を確保する必要があると考え、平成15年4月より、新興住宅地域の区長や自治会長等へ説明会等を行い、消防団員の確保について理解と協力をお願いしてきたところ、新たに消防団員26人の入団がありました。

新興住宅地域から入団した消防団員は、地元分団の班に入り、他の消防団員と同様、災害時の出動や年次計画に基づく訓練や諸行事で活動しています。

女性消防団員の採用の経緯及び活動等

名張市では、女性ならではのソフトな面を活かした消防団活動を行うことで、より一層の防火・防災思想の普及が図れると考え、新興住宅地域からの消防団員採用と同様に女性消防団員の採用を決定しました。市内全域の区長や自治会に消防団の現状や女性消防団員の必要性などを具体的に説明し、理解と協力を得て女性消防団員20人の入団がありました。女性消防団員は各分団へ配属せず、本団女性部として次の活動を予定しています。

- ・一人暮らし高齢者宅、一般家庭の防火指導
- ・保育所、幼稚園等の防火指導や消防フェスティバルへの参加
- ・消火器の取扱い方法についての指導
- ・消防出初式・夏期訓練への参加および進行補助
- ・大規模災害時の後方支援
- ・応急手当指導員資格の取得と応急手当講習会の指導
- ・その他消防団長が必要と認める行事等に参加・出動

全国の消防団員数は年々減少していますが、全国で新興住宅地域の消防団員の採用や女性消防団員の採用といった取組が見られます。従来の枠にとらわれず、地域住民が消防団に参加できる機会を多く設けて幅広く消防団員を募集し、地域防災力の充実強化を推進していくことが期待されます。



「女性消防団員・新興住宅地の男性団員入団式の様子」

（写真提供：名張市）

団員OBの皆さんの活動環境整備のために

全国の各地域では、元消防団員（以下、「団員OB」という。）の方が消防協力隊等として、災害現場等で消防団員のサポート等で活躍している事例が多く見られます。

団員OBの皆さんが災害現場・訓練等で積極的に協力していただくことは、地域防災上、心強いことですが、協力活動中に負傷した際、補償制度の適用が困難な場合も考えられます。

団員OBの皆さんが災害現場・訓練等で安心して活動していただくための一つの方策として、機能別団員（特定の活動のみに参加する団員）としての身分を与えることが考えられます。平成17年1月に通知した「消防団員の活動環境の整備について」において、機能別団員を紹介しております。

団員OBを採用する場合の機能別団員の参考例として、次のようなものがあります。

（参考例1） 特定の災害等に出動するOB団員

団員のOBを特定の災害等だけに出動する団員として採用する制度。昼間時間帯に災害に対応する団員を確保できない消防団、大規模災害発生時に必要な団員を確保できない消防団で効果的であり、団員のOBを採用することで知識・技術を保有する団員の確保が可能である。

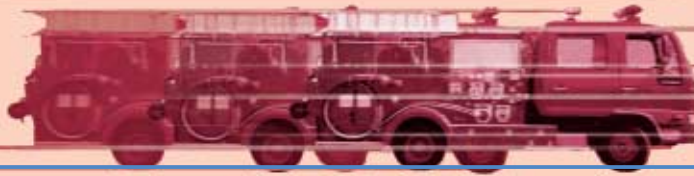
- 【対象】 団員の経験者（OB）
- 【役割・活動】 特定の災害（大規模災害等には必ず出動）行事、訓練（入団時に設定）
- 【身分等】 消防団員
- 【階級】 一定の階級に固定（昇任はなし）
- 【被服】 活動服のみを貸与
- 【要件】 一定以上の経験を有するか、一定以上の階級にあり、災害活動に十分な知識・技術を保有
- 【処遇】 報酬：出動時に日額報酬
出動手当：基本団員（既存の消防団員）と同額を支給
公務災害：基本団員と同様に補償
退職報償金：団員は年限を継続して加算
一旦退団した団員は新規に年限を計算

（参考例2） 訓練の指導を行うOB団員

団員幹部のOBを消防団の訓練指導者として採用する制度。団員の訓練指導者が少ない消防団、地域の防災訓練の指導者が不足している消防団などで効果的であり、団員幹部の活用により、効果的な訓練の実施が可能になる。

- 【対象】 団員の経験者（OB）
- 【役割・活動】 消防団員及び地域住民の訓練指導（災害出動は大規模災害限定）
- 【身分等】 消防団員（本団もしくは分団付け）
- 【階級】 部長
- 【被服】 活動服のみ支給
- 【要件】 団員にあっては分団長以上（退団時）
- 【処遇】 報酬：基本団員の部長よりも低額な年額報酬
出動手当：訓練手当の支給若しくは指導員手当を設定
公務災害：基本団員と同様に補償
退職報償金：団員は年限を継続して加算
一旦退団した団員は新規に年限を計算

なお、機能別団員の制度は、従来の消防団制度を基本に置いた上で採用する制度です。つまり、昼夜間を問わず、全ての災害、訓練に参加することができる消防団員が消防団の中心であることを徹底した上で、補完的に採用する制度として採用してください。（詳細は、http://www.fdma.go.jp/html/new/katudokankyo_t.pdfをご参照ください。）



「消防職員委員会の組織及び運営の基準」の一部改正の概要

消防課

消防職員委員会（以下「委員会」という。）は、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくすることにより、職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを目的として、平成8年に制度が施行されました。

本年は本制度発足後10年目に当たります。消防庁では、これを契機にこれまでの委員会の取組みや運営方法についての検証を行い、今回消防職員委員会の組織及び運営の基準（平成8年消防庁告示第5号）の一部改正を行いました。

1 改正の概要

（1）委員会の開催に関する事項

委員会は、毎年度前半に1回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催する旨を明記しました。

これは、委員会の意見を受けて消防長が具体的に処置するためには予算措置が必要となることが多いことから、次年度の予算編成作業を勘案し、年度前半に委員会が開催されることが望ましいという趣旨によるものです。

（2）職員への周知に関する事項

意見を提出した職員及び意見取りまとめ者に対し、委員会での審議結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議概要を周知する旨を明記しました。

これは、委員会の審議の結果等を職員に対して示すことにより、委員会の公正性・透明性をより向上させるという趣旨によるものです。

（3）「意見取りまとめ者」に関する事項

以下の役割を果たす「意見取りまとめ者」を、職員推薦に基づき消防長が指名する旨を明記しました（原則4人。任期は2年で連続2期まで再任可）。

職員の意見を取りまとめて委員会に提出する（ただし、職員は直接委員会に意見提出することもできる。）。

委員会に対し、提出意見に関する補足説明と、委員会制度の運用に関し意見を述べることができる。

委員会は、提出意見を審議対象とするか否かの取り扱いについて、意見提出した職員及び意見取りまとめ者に対し、委員会開催前に通知する。

これは、意見取りまとめ者が以上の機能を果たすことにより、より効果的かつ円滑な委員会の運営に資するという趣旨によるものです。

2 施行期日

平成17年8月1日



南関東直下型地震を想定した消防庁図上訓練の実施

震災等応急室

平成17年4月19日に消防庁では、東京湾北部を震源とする南関東直下型地震(推定マグニチュード7.3)が発生したとの想定に基づき、地震災害対応図上訓練を実施しました。

概要は次のとおりです。

死者	約1万2,300人
自力脱出困難者(建物倒壊及び火災による死者を含む)	約4万3,000人
(4)建物被害	約85万5,000棟
(5)火災発生件数	約2,600件

1 訓練参加者

訓練対象者：消防庁職員全員
 (本庁、消防大学校、消防研究所)
 訓練参加機関：総務省、消防関係団体
 訓練協力機関：東京消防庁、千葉市消防局、
 仙台市消防局

2 地震及び気象等の状況及び被害想定

- (1)地震の発生状況
 東京湾北部を震源とする南関東直下型地震の発生
 (最大震度6強、推定M7.3、震源地 東京都江東区
 沖、震源深さ約15km、早朝発災)
- (2)気象条件
 天候条件：晴れ(但し、風については南西の風が
 強い(風速：15m/sec))
- (3)人的被害

3 主な想定事例

地下街火災、新幹線の脱線事故・集団救急搬送等、在来線の脱線事故等、石油コンビナート火災、石油タンク火災等、高速道路上での事故火災等、住宅地区の延焼拡大阻止のためヘリによる空中消火活動の検討、消防庁舎や市役所庁舎等の崩壊・損傷、病院の倒壊、その他多数の延焼拡大火災

これまで消防庁においては、昨年度の度重なる風水害や地震災害での実災害対応及び数々の図上訓練の実施により、初動対応における情報収集や班編成のあり方、消防防災危機管理センターの配置など改善を図ってきたところですが、今回の訓練によって、例えば情報整理に関して、膨大な情報の中から幹部へ報告する情報の取捨選択や地図により被災状況を把握するための方法の検討が必要など、さらに改善を要する課題が得られたところであり、早速改善策の検討を始めたところです。



地震災害対応図上訓練

放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドラインの策定

予防課

1 はじめに

消防庁では、放火による火災が平成9年から7年連続して出火原因の第1位となっていること及び昨年12月13日に発生したドン・キホーテ浦和花月店火災以後、量販店等で相次いで放火・不審火が発生していることを踏まえ、放火火災防止対策の一環として、今後普及が見込まれている「放火監視センサーを用いた放火監視機器」について、技術上のガイドラインを策定しました。



放火監視機器

2 ガイドラインの概要

(1) 放火監視機器の性能及び機能について

ガイドラインでは、放火監視機器に、火災に至る前の極小火源により生ずる炎が発する紫外線又は赤外線を検出することが可能な放火監視センサーを用いることにより、放火時に使用される可能性が高い3センチ程度のライターの炎を発見することができる性能を求めています。

また、放火を従業員詰め所に知らせるための機能や放火を覚知し撮影を行う監視カメラなどの機能を備えた放火監視機器についても、対象としています。

(2) 設置方法について

設置方法については、放火監視機器の設置場所周辺に取り付けられている照明器具や暖房器具等から発生している紫外線や赤外線等により誤作動しないことや、水蒸気、結露等の発生しやすい場

所など放火監視センサーの機能を阻害するおそれのない場所に設置することを規定しています。

また、屋外に設ける場合にあつては、防水等の措置を講じた屋外型のものを設置すること、日光等の影響を受けない位置に設けることなど適当な処置を講じる必要があることについて規定しています。

(3) 設置時の試験及び点検について

放火監視場所又は放火監視機器の近くにおいてライター等を着火し、放火監視機器が、放火警報を発することや、放火監視場所付近において照明器具等を点灯した場合に、放火警報等が発しないことを確認することを規定しています。

また、点検については、通電表示灯を有するものにあつては、表示灯が点灯していることや放火監視機器のセンサーの受光面が汚れていないかどうかを確認することなどについて規定しています。

3 放火火災の低減に向けて

今般策定を行った放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドラインの活用が行われ、住宅街や繁華街のごみ集積場及び可燃物が多く死角となる場所が多い量販店などにガイドラインに基づいた放火監視機器が設置されることにより、放火火災の低減につながることが期待されます。また、防火対象物の実態に応じて、監視カメラ・携帯電話等と組み合わせて使用することも有効です。



放火監視機器の例（監視カメラ内蔵型）

消火器・防災物品の適切なリサイクル に向けた取り組みの推進

予防課

消防庁では、平成12年度からミレニアム・プロジェクトの一環として、消火器及び防災物品のリサイクルについて検討を進めてきました。消火器や防災物品は火災の危険から身を守るため、火災による被害を最小限に抑えるためになくてはならないものですが、一方で処理困難廃棄物という一面を持っており、リサイクル・リユース技術の確立が求められていました。

今般、「消火器・防災物品リサイクル推進委員会」での5年間にわたる検討を終え、その報告書が「消火器・防災物品のリサイクルの推進について」として取りまとめられました。

1 消火器のリサイクル

ミレニアム・プロジェクトにおける目標値は、「60%以上のリサイクル・リユース率を実現するための技術の確立」とされていましたが、従来から行われていた消火器本体のリサイクルに加え、粉末(ABC)消火薬剤(以下「消火薬剤」という。)や細部の部品についても再利用するための技術や体制が整ったことから、目標を大きく上回るほぼ100%のリサイクル・リユースが可能となりました。

不用となった消火薬剤については、これまで埋立処分されていましたが、再生消火薬剤として再利用するための技術が確立されたのをはじめ、制度上の整備(消火器用消火薬剤の検定細則の一部改定:日本消防検定協会)が行われたことにより、再生消火薬剤を用いた消火器の開発・生産が進みました。再生消火薬剤を40%以上含み、かつ、鉛・カドミウム等の重金属が構成成分として添加されていないなど、一定の条件を満たした消火器はエコマーク付き消火器として認定されることとなりました。今後、より一層の普及が期待されます。



エコマーク

エコマークは(財)日本環境協会の登録商標です。

2 防災物品のリサイクル

これまで埋立又は焼却処分されていた廃防災物品について、木屑及び廃プラスチックと混合して処理する技術開発を進め、木質系の再生建材(建設現場で使用されるコンクリート型枠等)として再利用するためのマテリアルリサイクルの技術を確立しました。

コンクリート型枠に、廃防災物品を用いた再生建材を使用すると、通常の木材からコンクリート型枠を製造する場合と比較して、二酸化炭素排出量を約1/2に削減(LCA評価結果)することができました。今後はこの技術を用いた早期の事業化が望まれています。

LCA(ライフサイクルアセスメント)とは、製品製造、流通、販売、廃棄(リサイクルを含む)までの一連の工程について、環境影響を客観的に分析・評価する手法のことです。



エコマーク付き消火器

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの取りまとめ

防災課

集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関しては、平成16年7月梅雨前線豪雨による被害を踏まえ、平成16年7月26日の「平成16年7月梅雨前線豪雨災害対策関係省庁局長会議」において、避難勧告・指示、待避行動マニュアルの整備及び高齢者等災害時要援護者の避難支援ガイドラインの策定に速やかに着手することとされました。

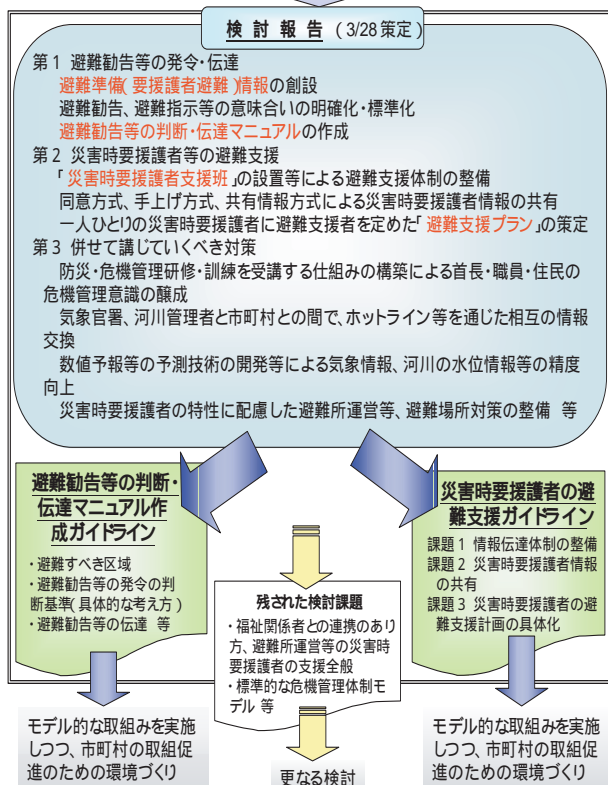
これを受け、消防庁をはじめ、関係府省が協力して、有識者を含めた「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者の避難支援に関する検討会」において

検討を進め、平成17年3月28日に検討報告をとりまとめました。

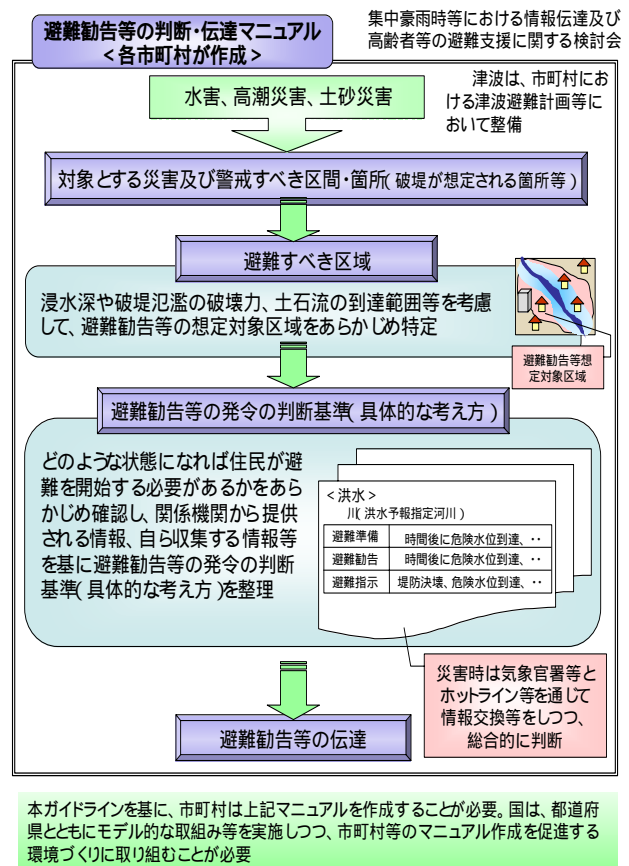
同報告において、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が示されたことから、消防庁では、3月31日付けの消防庁次長通知（内閣府政策統括官との連名）により、各都道府県知事に対して、ガイドラインを踏まえた避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルの作成推進、地域防災計画への反映を要請しているところです。

集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討報告

新潟県等に対する現地調査を実施の上、10/7に第1回会議開催後、3/28まで7回会議開催。その間、先進的な自治体、障害者団体等との意見交換等も実施



避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの概要



災害時要援護者の避難支援 ガイドラインの取りまとめ

防災課

平成16年10月に設置された「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者の避難支援に関する検討会」では、消防庁をはじめ関係府省、有識者による検討を進め、平成17年3月28日に検討報告をとりまとめました。

同報告において、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が示されたことから、消防庁では、3月31日付けの消防庁次長通知（内閣府政策統括官との連名）により、各都道府県知事に対して、ガイドラインを踏まえた避難支援プランの作成推進、地域防災計画への反映を要請しているところです。

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」においては、「情報伝達体制の整備」、「災害時要援護者情報の共有」、「災害時要援護者の避難支援計画の具体化」を課題として検討しているほか、例えば以下のような地域における取組事例の紹介も行っています。

- ・ 高知県土佐清水市において、自主防災会、消防団員、警察署員、市職員の4者で地区内の一人暮らしの高齢者宅等を訪問し、日頃の生活実態の調査と関係者間での情報共有を図っている事例。
- ・ 大阪府藤井寺市において、

市福祉部局で災害時要援護者としての支援希望者からの申請をもとに、災害時要援護者の台帳を作成し、市防災部局や消防本部と情報の共有を図っている事例。

消防庁では、今後、地方公共団体において本ガイドラインの趣旨を踏まえ、防災部局と福祉部局の情報共有を進めるとともに、アクションプログラムを作成することにより避難プラン作成を円滑に進め、適切な防災対策が推進されるよう要請・支援してまいります。

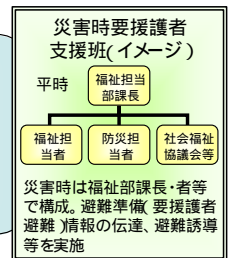
災害時要援護者の避難支援ガイドラインの概要

集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会

課題1 情報伝達体制の整備

< 対策 >

- ・ **避難準備(要援護者避難)情報の発令**
- ・ **市町村における災害時要援護者支援班の設置**
- ・ **防災関係部局・福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者の連携強化** 等



課題2 災害時要援護者情報の共有

< 対策 >

- ・ **同意方式、手上げ方式、共有情報方式の組み合わせ**による災害時要援護者情報の収集・共有。要援護者本人から同意を得た避難支援者間での平時からの情報共有 等

課題3 災害時要援護者の避難支援計画の具体化

< 対策 >

- ・ **災害時要援護者一人ひとりの避難支援者を定めた避難支援プランの策定** 等

豊田市、安城市、御殿場市等、先進的な取組事例も紹介

避難支援プラン(イメージ)

※本表は、災害時要援護者等避難支援班の運用に使用し、関係者に提供することを希望します。また、この資料は以下記載の個人情報保護方針に基づき、関係者間で共有・活用され、関係者に提供されることを保証しません。

項目	氏名	TEL	TEL
住所	TEL	住所	TEL
災害時要援護者	高松市の要援護者一人暮らし高齢者(障害者)中心()		
氏名	(男・女)	住所	
緊急時の連絡先の連絡先			
氏名	連絡先	住所	TEL
氏名	連絡先	住所	TEL
家族構成(同居状況)	居住形態	本道二階建て 総務 年輩工	
要と二人の専業主婦世帯、専業主婦、専業主婦、専業主婦	居住形態	居住形態	
住居の状況(同居状況)	居住形態	居住形態	
避難支援者			
氏名	連絡先	住所	TEL
氏名	連絡先	住所	TEL

今後、国はモデル的な取組を実施しつつ、市町村等の避難支援プランへの取組を促進する環境づくりに取り組んでいくことが必要

防災のための図記号に関する調査検討委員会報告書の概要

防災課

消防庁では、平成16年11月から、「防災のための図記号に関する調査検討委員会」を開催し、津波関係の避難標識の図案、設置条件等の検討を行いました。

この委員会の目的は、これまで、地方公共団体の取り組みに委ねられてきた津波避難標識の標準化を図り、地域住民はもとより、旅行者、観光客、外国人にも分かりやすい情報伝達を可能にすること、標準図記号が示されることにより地方公共団体による標識の設置が促進されることにあります。

当委員会では、津波避難に係る標準的図記号として、「津波注意」、「津波避難場所」、「津波避難ビル」の3種類の図記号を定め、検討結果を防災のための図記号に関する調査検討委員会報告書として取りまとめられました。これを受け消防庁では、これらの3図記号を「津波に関する統一標識」と決定しました。

消防庁においては、この統一標識の日本工業規格(JIS)化に向けて努力するとともに、今後、地方公共団体が津波避難標識を整備する際に、統一標識を使用するよう依頼したところであり、さらに、国際的な津波防災対策の重要性が叫ばれる中で、国際標準化機構(ISO)規格化に向けても提案を行ったところです。

報告書の概要

1. 津波避難標識の策定

津波は、地震による海底の上下運動が原因で海面に凹凸が生じた結果生じる波動現象で、海水全体が動くため、海上を吹く風などによって生じる波(うねり)とは比べようもないエネルギーを持っています。また、波の周期も、通常の波が数メートルに比べ数キロから数百キロと大変長く、従って波頭がいくつもできるものではなく、また海底が浅くなるにつれ波高が高

くなる特性があります。これらの特徴をわかりやすく表現するため、「大きく巻き込む波」と「高低差を強調した波」の2案を作成し、どちらが適切に津波を表現しているかを委員会で検討しました。

一方、人の図形については、「避難場所及び非常口で既に使用されている人の形」を用いる方法と、「JIS案内用図記号全般で使用されている人の形」を用いる方法の2種類を委員会で検討しました。

津波関連避難標識の具体的なデザインは、ISO及びJISで定める図記号原則により、津波注意図記号は、「注意を示す基本形状の黄色の三角形の中に、具体的な注意事項である津波の図材を黒色で図示」、避難場所図記号は「避難場所及び非常口で避難を示す図材として周知された緑色の人の形と津波の図材の組み合わせ」を候補図形・図材として選定することとしました。

このように選定された図記号が多数の支持を得て統一的に使われるためには、何よりも見やすく分かりやすい図形であることが求められるとともに、造形水準が高いことが条件となります。

上記の津波注意図記号の2種類と、避難場所図記号の2種類の組み合わせにより、津波注意、津波避難場所及び津波避難ビルを示す8種類、計10種類の図記号原案を作成しました。

2. 津波避難図記号の理解度・視認性調査の実施

津波避難標識のJIS化に向けて、図記号原案の一般国民による評価を客観的に把握し、さらに必要な補正方針を探るために、理解度及び視認性に関する調査を行いました。

調査は、全国35万人の予め登録されたモニターから対象を年代別に無作為抽出して実施するインターネットによるウェブ・アンケートにより行い、比較対

象グループとして、高齢者や障害者等の特定のカテゴリーに属する方々を対象に印刷物による郵送アンケートを実施しました。この調査は、＜J I S S 0102 - 2000 消費者警告図記号 - 試験の手順＞を準用し、J I S 案内用図記号策定時と同様、状況に併せて部分的に変更して行い、796名から回答を得ました。

調査結果の分析

・調査の総合評価

初回調査及び追加調査を経て、津波避難標識の理解度及び視認性の調査結果は、以下のような結論を得ました。

ア．津波避難標識

沿岸部において、「波」に「注意」という図記号の意図は十分伝達されていることから、委員会検討案を決定図記号とし、今後は文字情報を添え「津波注意」の図記号として啓発し、普及を図る。

- i 津波の脅威を表現するためには、波のデザインは大きい方がよい。
- ii 海水全体が動き、周期が長いという津波の特徴を正確に表現するため、波の下部は枠に接しているべきであり、また波の後部は左枠に接しているべきである。

イ．津波避難場所

図記号の意図は十分に伝わる事が確認できたことから、I S O 対応案を決定図記号とする。ただし、電子機器のディスプレイ上では、画面に再現された大きさで、12ミリ以上の使用を推奨する。

ウ．津波避難ビル

図記号の意図は十分に伝わる事が確認できたことから、I S O 対応案を決定図記号とする。ただし、電子機器のディスプレイ上では、画面に再現された大きさで、12ミリ以上の使用を推奨する。

以上の検討を経て、委員会では次の3点【別図】の図記号を津波に関する統一標識として決めました。

【別図】

津波注意

・図記号の意味

地震が起きた場合、津波が来襲する危険のある地域を示す。

・図記号の目的

当該地域が津波による被害を被る危険がある地域であることを認識させ、地震発生時には直ちに当該地域から内陸部、高台に避難させる。



津波避難場所

・図記号の意味

津波に対して安全な避難場所・高台を示す。

・図記号の目的

津波からの避難先となる安全な場所や高台を示すとともに、地震発生時には、そうした避難場所へ向かわせるもの。



津波避難ビル

・図記号の意味

津波に対して安全な避難ビルを示す。

・図記号の目的

津波からの避難に際し、近くに高台がない場合、津波からの避難が可能な鉄筋コンクリート造3階建のビルを示すとともに、地震発生時には、避難ビルへ向かわせるもの。



林野火災の有効な低減方策検討会報告書の概要

防災課

総務省消防庁では、市町村における火災警報の効果的な発令のために、平成16年度から消防庁と気象庁と共同で、4県において試行を始めた「火災気象連携システム」を全国に広げることができないか、また、林野火災予防対策の実態を把握するなかで人的失火防止策を推進できないかという課題認識を踏まえ、平成16年10月以降、関係省庁、林野火災多発地方公共団体、全国消防長会等で構成する「林野火災の有効な低減方策検討会」を開催し、林野火災の主な原因である人的失火を抑制し、林野火災を低減させる方策を検討し、報告書を取りまとめました。

本検討会の報告書のポイントは次のとおりですが、本報告書を参考として、積極的に林野火災の低減に取り組むことが望まれます。

林野火災の有効な低減方策検討会報告書のポイント

1 火災気象通報のあり方

火災気象通報は、都道府県単位あるいは気象庁の一次細分区域で発表しているところが多く、必ずしも都道府県内の気象条件の違いが反映されているとは言い難い状況にあり、市町村(消防本部)では、火災気象通報に基づいて火災警報を発令し、地域の警戒体制をとることは難しく、多くの消防本部が火災気象通報の細分化を希望している状況にある。

1) 地域の細分化

消防庁と気象庁が協力して検討を進め、現在4県(岩手・栃木・山口・熊本)を対象に試行を行っており、消防本部で観測する気象データを気象台へ提供することによって、気象庁の二次細分区域等、よりきめ細かなかたちでの火災気象通報が可能となります。この試行を踏まえて、今後、消防庁及び気象庁では、消防本部での運用を考慮した最適な通報区分の検討、実効湿度・最小湿度・最大風速など気象台からの情報提供の充実、消防本部における気象観測機器の整備と検定の推進などが検討されることが期待されます。

2) 適切な発表と解除

地域住民等の活動パターンを考慮し、できれば前夜、遅くとも当日早朝に火災気象通報を発表し、消防本部等において警戒や広報が行えるよう、今後消防本部から気象台への観測データの提供頻度を増やしたり、観測データを随時提供できるようなシステムの自動化の検討などを進めることが、効果的です。

3) 段階別の発表

今後、都道府県と気象台で連携しながら、気象要素による火災危険度を検討し、段階別の火災気象通報を行うための基準づくりをするか、あるいは火災危険度を付加した情報

を提供するかなど、市町村が火災警報や火災注意報の発令を含めた火災予防対策を実施するうえで、最適な方法を採用することが望まれます。

2 火の使用制限

市町村(消防本部)では、火災気象通報の地域細分化を通じてより精度の高い火災気象通報及び支援情報が得られるようになることから、これを十分に活用した火災警戒体制(火災警報の発令体制)を整備する必要があります。つまり、湿度の低下や強風が予想され、林野火災の発生・拡大の危険性が高い場合は、火災気象通報を受けた市町村は、原則的に火災警報を発令し、火の使用を制限することになります。

1) たき火の制限

湿度の低下に加えて強風が予想されるような場合には、火災警報を発令し、条例に従ってたき火禁止の徹底を図ります。

2) たばこの制限

たばこによる出火防止対策を条例等で講じている場合を除き、火災警報発令時には一定条件のもと喫煙を制限し、出火防止を図ることが必要です。禁煙の実効性を担保するため、規制の位置付けを明確にして住民に分かりやすく示すとともに、予め設定した出火危険及び延焼危険が高い区域、あるいは消防活動が困難な区域に限定して火災警報発令の際、喫煙を禁止することが望ましいといえます。そのため、「山林、原野等の中で、特に火災の危険性が高いとして、あらかじめ市町村長が指定した区域内において喫煙をしないこと」という趣旨で各自自治体の条例に位置付けられるよう、火災予防条例(例)を改正することが有効です。

3) 火入れの制限

火入れには届け出が必要であり、基本的に火災警報(あるいは火災気象通報や乾燥注意報)が発令されているときに許可されることはありませんが、地域住民等に対し届け出について周知徹底しておく必要があります。

3 林野火災予防の啓発

日頃から林野火災予防に関わる広報・啓発を継続的に実施し、地域住民や入山者等の防火意識を高めておくことが不可欠となります。啓発にあたっては、防火看板・ポスター、広報紙・パンフレット・チラシ、自治体のホームページ、マスメディアを利用するほか、学校教育に林野火災予防に関わる内容を取り入れたり、地域住民や林業関係者を対象とした防火講習会を実施します。近年増加している入山者に対しては、山岳団体や山岳雑誌等を利用した啓発が有効であり、また山火事が発生した市町村で構成される「山の緑を守るネットワーク協議会」の加入市町村の拡充を図り、全国的に林野火災に対する防火思想を広めていくことが必要です。

NBCマニュアルの作成

救急救助課 / 特殊災害室

地下鉄サリン事件から10年目となりますが、近年においても平成16年3月のスペインにおける列車爆破テロ、9月にはロシアにおける武装勢力による学校占拠事件等、世界各地でテロ事案が発生しております。

このように、世界的にテロの脅威が高まる中、これまで消防庁において、化学災害（毒・劇物等）に係る消防活動マニュアル（平成14年3月）、生物・化学剤テロ災害に伴う消防機関が行う除染活動マニュアル（平成16年3月）等の活動マニュアルの作成をし

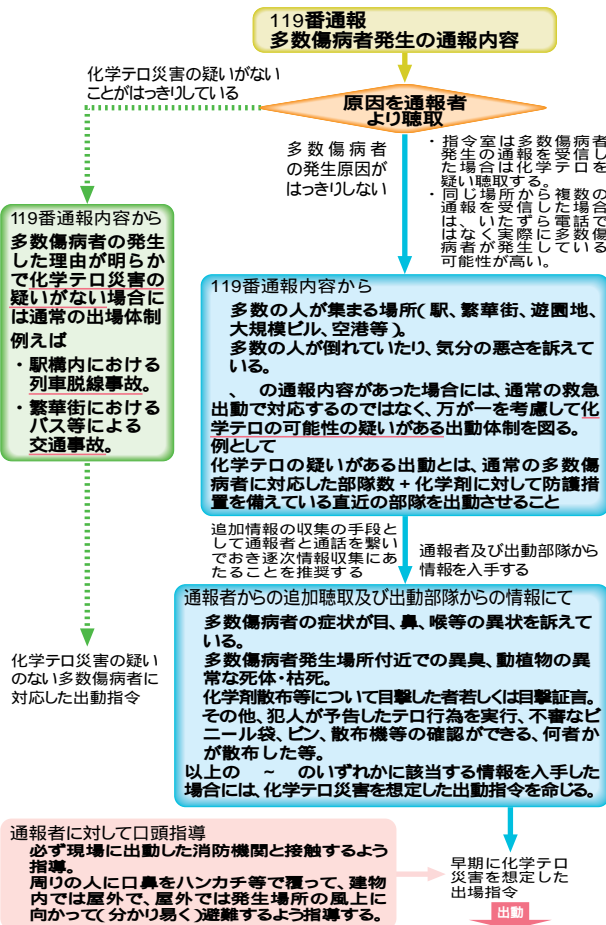
てきました。

これらの過去のマニュアル作成を踏まえ、NBCによるテロや災害についての最新の情報、また、広く海外・国内の関連文献を参考に、この度、現場の隊員が具体的に活動できるようにすることを目的に、「生物・化学テロ災害時における消防機関が行う活動マニュアル」、「原子力施設等における除染等消防活動要領」を作成しました。

1 「生物・化学テロ災害時における消防機関が行う活動マニュアル」より抜粋

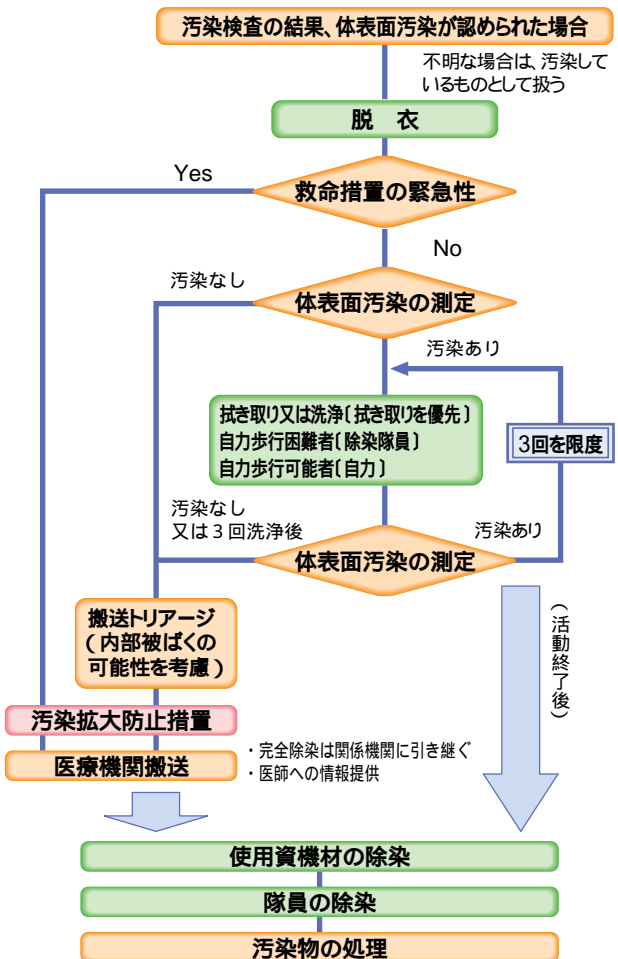
「化学テロ災害時における消防指令室の対応フローチャート」

化学テロ災害発生時の消防指令室の対応



2 「原子力施設等における除染等消防活動要領」より抜粋

「原子力施設等における除染活動フローチャート」



平成17年度総合防災訓練大綱

震災等応急室

本年3月30日に開催された中央防災会議において、「平成17年度総合防災訓練大綱」が決定されました。

大綱では、これまでの防災訓練の成果を踏まえ、引き続き実践的な防災訓練を実施する必要があるとの観点から、訓練の準備段階から、各省庁において具体的な災害応急活動計画を点検する。

政府災害対策本部と各省庁が連動した実践的訓練を実施する。

訓練の結果を評価し、実践的な応急対策の要領や災害ごとのアクションプラン等の整備に反映する。

という訓練サイクルを毎年繰り返すことにより、政府組織全体として、防災組織体制の機能を確認し、実効性を検証することとしています。

政府では、大綱に基づき、平成17年度は、9月1日の「防災の日」に首都直下地震を想定し、内閣総理大臣をはじめ全閣僚が参加しての政府本部運営訓練のほか、現地訓練として八都府県合同防災訓練と連携し、大規模かつ広域的な地震災害応急対策訓練を実施することとしています。この訓練は、新たに策定した被害想定に基づく広域的な地震災害応急対策訓練を消防庁、警察庁、海上保安庁及び陸・海・空の統合運用の自衛隊による大規模な広域災害応急対応訓練として実施されます。また、同日に東海地震を想定し、静岡県総合防災訓練に連携して実施することとし、さらに、10月に東南海・南海地震にかかる訓練を近畿府県合同防災訓練に連携して実施、また7月には昨年のスマトラ島沖地震及びインド洋津波災害を踏まえ、国土交通省が計画を作成し、和歌山県内の沿岸において、国、和歌山県等地方公共団体、指定公共機関等が協力した地震津波防災・災害応急対策訓練を実施します。水害対処訓練として昨年発生した新潟・福島豪雨災害、台風第23号水害を踏まえ、豪雨により大河川堤防が破堤し、大規模な浸水被害が発生することを想定した図上訓練を関係省庁連携して官邸危機管理センターで実施することとし、11月上旬には原子力発電所の事故を想定して、文部科学省及び経済産業省が共同で計画を作成し、内閣総理大臣をはじめとする関係閣僚が参加して、原子力災害を想定した原子力防災訓練を実施することとしています。

平成17年度総合防災訓練大綱の骨子

1 防災訓練の目的

- ・ 防災組織体制の機能確認、実効性の検証
- ・ 国民の防災意識の高揚と知識の向上
- ・ 防災担当者の研鑽・啓発

2 防災訓練実施に当たっての基本方針

- ・ 実践的、効果的な訓練の推進と訓練の評価
- ・ 国の積極的訓練支援等
- ・ 広報の充実と国民参加型訓練の工夫・充実
- ・ 年度を通じた計画的訓練の推進

3 政府における総合防災訓練等

- ・ 首都直下地震に係る訓練
 - ➔ 内閣総理大臣、全閣僚が参加しての政府本部運営訓練として
 - 政府本部運営訓練 情報収集・伝達に関する訓練
 - 広報にかかる訓練
 - ➔ 現地訓練として
 - 八都府県合同防災訓練に連携した訓練
 - 広域地震災害応急対策訓練
 - 広域医療搬送訓練
 - 政府調査団の派遣
- ・ 東海地震に係る訓練
 - ➔ 政府と関係地方公共団体と連携した訓練
 - 地震防災応急対策訓練
 - 情報の収集・伝達・処理に関する訓練
 - 広報に関する訓練
 - ➔ 現地訓練として
 - 現地本部運営訓練
 - 地震災害応急対策訓練
 - 政府調査団の派遣
- ・ 東南海・南海地震に係る訓練
- ・ 津波防災総合訓練
- ・ 浸水被害を想定した水害対処訓練
- ・ 原子力災害を想定した訓練
- ・ その他各種災害を想定した訓練

4 地方公共団体等における防災訓練等

- ・ 地域の実情に応じた訓練
- ・ 住民が防災を考える機会の提供
- ・ 地域住民等の連携による自主的な防災訓練の普及推進
- ・ 防災知識の普及と災害に強いまちづくりの推進
- ・ ボランティア等との可能な連携
- ・ 平成16年7月の梅雨前線豪雨、一連の台風等における高齢者等の被災状況を踏まえた訓練

消防庁指揮車・人員搬送車導入、運用開始

震災等応急室

平成16年4月に緊急消防援助隊は消防組織法上の位置付けが明確化されました。これに伴い、消防庁においても発災後、直ちに消防庁職員を早期に現地へ派遣して被害状況等を把握し、緊急消防援助隊の部隊運用を効率的に行うために、緊急車両の導入が必要不可欠となりました。消防庁では、指揮車及び人員搬送車の運用を4月から開始、被災地等で多岐にわたる活躍が期待されます。



指揮車は、災害が発生した場合等において、消防の応援に関する指導・助言、現地での情報収集・伝達が必要と認められるときに出勤します。



人員搬送車は、災害が発生した場合等において、速やかに消防庁職員を現場に派遣する必要があるとき、現場職員の長期間の活動支援が必要と認められるときに出勤します。

平成17年度「危険物安全週間」の推進 ～危険物安全週間推進標語、推進ポスター、危険物事故防止対策論文～

危険物保安室

消防庁では、地方公共団体、全国消防長会及び(財)全国危険物安全協会と共催で毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物関係事業所に対して保安の確保を呼びかけるとともに、広く国民の方々に対して危険物に対する理解を深めていただくよう啓発に努めています。

平成17年度は6月5日(日)から6月11日(土)を危険物安全週間とし、一般から募集した推進標語、各界で活躍される著名人をモデルとした推進ポスター及び危険物事故防止対策論文等を活用することにより広く浸透を図ることとしています。

平成17年度危険物安全週間推進標語

(応募数 1万3,820作品)

「危険物 重ねる無事故の 金メダル」

(敬称略)

平成17年度危険物安全週間推進ポスター

モデル 野口 みずき さん(女子マラソン)

平成17年度(第4回)危険物事故防止対策論文

(応募数28編)

消防庁長官賞(2編)

受賞者 川崎市消防局 もり しんいち
森 新一

論文名 「屋外タンク貯蔵所の開放時における火災の原因解析」

～「Safety & Tomorrow」を読んで～

受賞者 いいよし つとむ
飯吉 理

論文名 「鹿島製鉄所における危険物事故防止対策について」

危険物保安技術協会理事長賞(2編)

受賞者 独立行政法人消防研究所 りょう せきこう
寥 赤虹

論文名 「窒素分離膜を利用した破碎機の安全対策技術」

受賞者 東洋スチレン(株) あかま まさはる
赤間 正春
作品名 「職場の安全対策」

奨励賞(3編)

受賞者 名古屋市消防局 うちだ まなぶ
内田 学
論文名 「ストップザ危険物事故」
～消防・業界団体・市民のパートナーシップにより～

受賞者 フジ運輸(株) すえよし やすひろ
末吉 保廣
論文名 「事故防止は角度を変えて見て知ろう」

受賞者 白島石油備蓄(株) ひらかわ ひとし
平川 仁士
論文名 「現場力向上に向けて」



平成17年度危険物安全週間推進ポスター

第3回緊急消防援助隊全国合同訓練について

震災等応急室

「消防の動き4月号」で第3回緊急消防援助隊全国合同訓練の概要についてお知らせしましたが、詳細が決まりましたのでお知らせします。

1 目的

「東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」に基づく参集訓練及び東海地震を想定した実践的な総合訓練を実施し、緊急消防援助隊の参集及び活動体制について総合的に検証し、より迅速な参集体制の確立及び連携活動能力の向上を図る。

2 訓練想定

平成17年6月10日(金)午前7時00分、駿河湾トラフを震源とする「東海地震」が突発的に発生し、静岡県においては震度6強を観測した。

3 日時

平成17年6月10日(金) 7時00分から
6月11日(土) 12時00分まで

4 場所

静岡県静岡市清水区三保 特設会場

5 訓練項目

(1)平成17年6月10日(金)【1日目】

情報伝達訓練
参集訓練
調整本部運営訓練
野営訓練

(2)平成17年6月11日(土)【2日目】

部隊運用訓練
終了式

6 参加者

緊急消防援助隊及び静岡県内消防部隊 47都道府県
約400隊 約2,000人

7 主催

総務省消防庁

8 共催

全国消防長会、静岡県、静岡県消防長会

9 協力団体

静岡市、(財)静岡県消防協会、航空自衛隊、
海上保安庁、日本道路公団、(財)消防科学総合センター

10 訓練内容

(1)参集訓練

緊急消防援助隊の「東海地震におけるアクションプラン」に基づく出動体制及び「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県受援計画」による受援体制について検証を行います。

参集方法については別図のとおりとなります。主に高速道路を進入経路としますが、他に第2東名高速道路や、海路からフェリーを用いて被災地入りする隊もあります。北海道隊にあっては、苫小牧から福井県敦賀及び茨城県大洗の2ルートでフェリーにより本州に上陸します。また、航空自衛隊の協力により、C-130輸送機を用いて、福岡県春日基地から静岡県浜松基地まで、福岡県隊の隊員及び救助工作車型2台を輸送する訓練等を行います。

(別図参照)

(2)調整本部運営訓練

静岡県庁において調整本部運営訓練を6月10日7時00分から12時00分まで行います。参集訓練に併せて、進出拠点に到着した部隊に対して集結場所等の指定を行うほか、多数傷者発生事案を想定した図上訓練を実施します。

また、部隊運用訓練会場において調整本部運営訓練を6月10日18時00分から19時00分まで行います。被害が県内広域にわたって発生し、多くの都道府県隊が応援に入るような場合を想定して、調整本部に応援隊職員が配置された場合の運営について、調整本部と応援隊との連絡等がスムーズに行うことができるか検証します。



(3) 部隊運用訓練

6月11日10時00分から11時30分まで、15のエリアに分かれて部隊運用訓練を行います。今回は、昨年発生した新潟県中越地震及びスマトラ島沖地震等を教訓に、下記の訓練を実施します。

- がけ崩れ下からの救出訓練

2次災害の発生の恐れのある現場で、要救助者が何名いるか判らない中、高度救助資機材等を用いて要救助者を救出します。

- 列車脱線事故救出訓練

高架上を走行中の列車が脱線したことを想定して、はしご車を活用した救助活動を行います。またヘリテレにより災害状況について指揮支援隊に映像を送信します。

- 津波漂流者・津波倒壊家屋救出訓練

航空隊によるホイスト救助および、救助ポートによる救助を行います。また海上保安庁が緊急消防援助隊と連携し救助活動に参加します。

平成17年6月10日(金)【1日目】

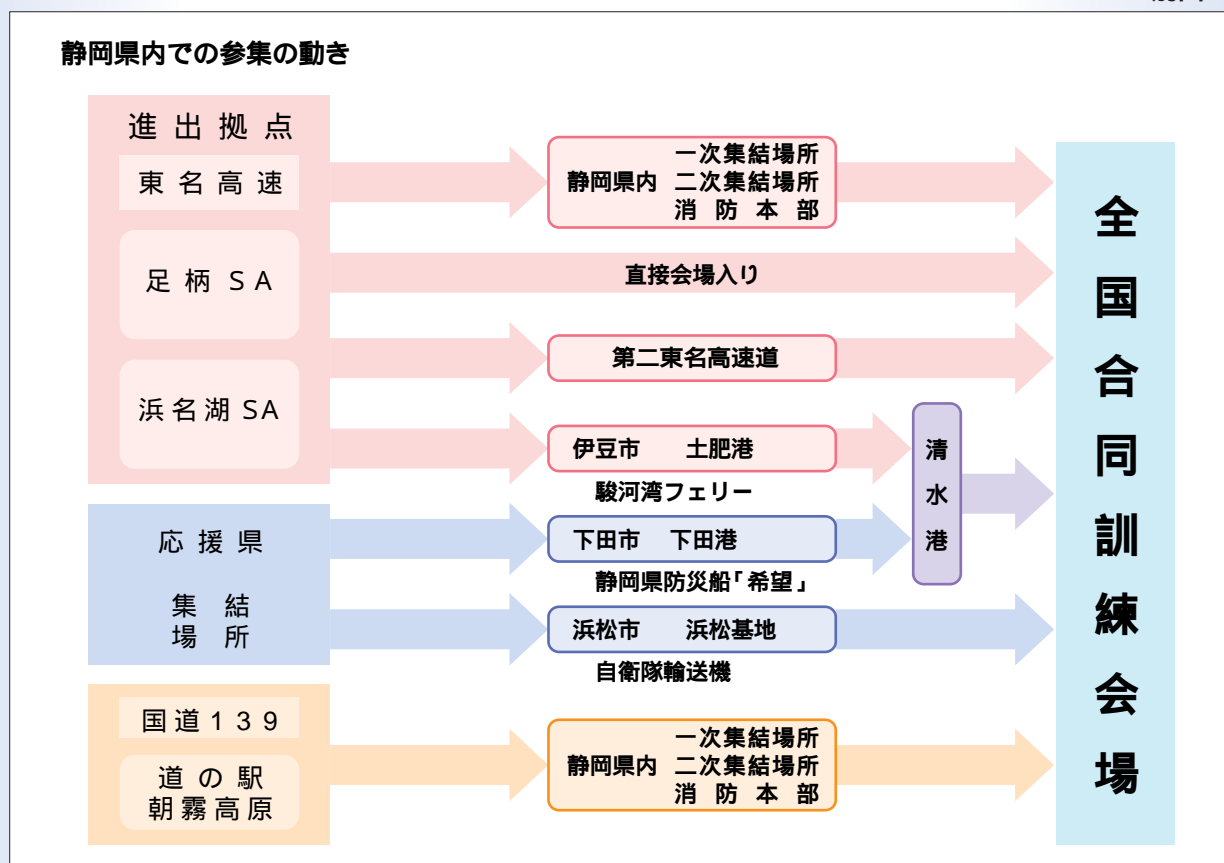
進行時間	項目
7:00 ~	想定地震発生 情報伝達訓練 調整本部運営訓練(県庁)
8:30 ~ 15:00	参集訓練
15:00 ~ 19:00	現地踏査(部隊運用訓練予行)
18:00 ~ 19:00	調整本部運営訓練(訓練会場)
19:00 ~ 19:30	激励巡視
19:30 ~ 20:30	給食訓練
20:30 ~ 21:30	作戦検討会議
21:30 ~	野営訓練

平成17年6月11日(土)【2日目】

進行時間	項目
9:40	隊員待機完了
10:00 ~ 11:30	部隊運用訓練
11:30 ~ 12:00	終了式
訓練資機材撤収後、解散	

今回の第3回緊急消防援助隊全国合同訓練は、平成16年4月に、緊急消防援助隊が消防組織法上明確に位置付けられてから、初めての全国合同訓練となります。消防関係の多数の方のご来場をお願いします。なお、会場付近のアクセス等については、消防庁HPをご覧ください。

別図





岡山県 岡山市消防局
局長 中塚 弘章

おいでんせえ！ 晴れの国おかやまへ

岡山市は、県南部に広がる肥沃な沖積平野の中央に位置し、古代から「吉備の国」として栄えてきた歴史と文化を有する県都です。その市域も、北は緑豊かな中山間地から南は風光明媚な瀬戸内海にまで及び、温暖な瀬戸内特有の気候により、春秋は晴れの日が多く、冬の厳しい季節風も中国山地がさえぎり、非常に穏やかな都市でもあります。



岡山市のシンボル 後樂園と岡山城

わが消防局は、本市と隣接の吉備中央町、あわせて927km²、68万人の安全・安心のため、1局(4課1航空隊)4署13出張所1救急ステーションの組織と552名の職員を擁し、消防の任務を担っています。

しかしながら、当局も例外ではなく、増加する消防需要、慢性的な職員不足と高齢化、消防・救急無線のデジタル化等々、多くの問題・課題を抱えています。厳しい財政状況の中、合併による「新市建設」を起爆剤として、これら山積する難問を解決するために、全局あげて、知恵と汗を出しあいながら取り組んでいるところです。

とくに、今年度は、拡大した市域と市街地に対応するため、市街西部への署新設と東部への出張所新築移転の両事業を最優先課題として着手しました。この新しい署については、交通アクセスの良さを活かし、広域消防応援部隊の拠点としても整備する考えです。



昨年10月、豊岡市の豪雨災害に臨む「緊急消防援助隊」岡山県隊

また、近年の異常気象による風水害、いつ起こっても不思議のない東南海・南海地震に備えた防災対策についても、本市防災対策室と協調し、積極的に取り組んでいるところです。

本来、岡山は、四国山地が防壁となっており、南から襲ってくる台風の勢力が弱められ、その影響が少ないところですが、昨年は16号、18号、21号そして23号と、相次いで来襲した台風により甚大な被害を受けました。その教訓から、危機管理体制を見直し、消防局長である私に情報・権限を集中させたものに再構築したところです。また、4,200名の消防団員を核とした地域防災力の充実強化など、「市民が安全・安心に暮らせる防災体制の確立」を今年度重点目標に掲げ、その実現に向けて努力してまいります。



本市自慢の消防ヘリ「ももたろう」

最後に、今年度は本市をはじめ県内各会場を舞台として、第60回国民体育大会が、「晴れの国おかやま国体」と銘うって繰り広げられます。全国の皆さん、輝く選手たちの応援と新鮮な岡山の幸を味わいに、是非一度、岡山へおいでんせえ！

防災マップを八戸駅に掲示

八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

八戸地域広域市町村圏事務組合八戸消防署尻内分遣所は4月9日、一番町少年消防クラブが製作した「駅の防災マップ」をJR八戸駅構内に掲示しました。防災マップは、クラブ員が八戸駅の防火・防災の周知と安全性をPRしようと製作したもので、消火設備等の設置場所が明示してあります。贈呈式では、クラブの指導者から駅長に目録が贈呈され、続いてクラブリーダーが「八戸駅防災マップを掲示します」と力強く宣言。その後、駅構内において防火チラシを配布し火災予防を呼びかけました。



掲示された「駅の防災マップ」

仙台市救急ステーションがオープン

仙台市消防局

仙台市消防局は、4月1日から救急ステーションの運用を、11日からはドクターカーの試行を開始しました。同ステーションは、ドクターカー運用の拠点としての機能、間接的メディカルコントロール(事後検証、救急隊員教育、症例検討会)の拠点としての機能、市街地中心部の救急需要の増加に対応するための救急専用出張所としての機能を併せ持つ施設で、救急隊員10名と管理運営要員1名が配置されています。また、ドクターカーの運用は、市立病院医師1名と研修中の救急救命士が行います。



救急隊の活動拠点、仙台市救急ステーション

消防通信

望

楼

ぼうろう

はたらく消防の写生会を実施

東京消防庁

東京消防庁日本橋消防署は4月26日～5月10日まで、管内の5つの小学校において「はたらく消防の写生会」を実施しました。26日に実施した区立常盤小学校では1年生、3年生、5年生の88名が参加し、校庭に来たポンプ車、救急車、消防団可搬ポンプ車を使った消防演技や防火服の着装などの消防体験に歓声をあげていました。その後、児童たちは思い思いの場所に陣取り、自分の好きな消防車や火事場で消火活動を行う消防隊員・消防団員の活躍する様子を画用紙一杯に描いていました。



消防車を画用紙一杯に描く児童たち

無火災を願う防火常夜燈を設置

赤磐消防本部

赤磐消防署南出張所は、広く火災予防を呼びかけるため「防火常夜燈」を庁舎前に設置しました。この防火常夜燈は、所員12名が4カ月かけて製作したもので、高さ4.5m、幅2.2mで、中央には「火の用心」と一般公募した防火川柳が書かれています。昨年の11月9日に行われた除幕式では、千種幼稚園や万富保育所の子どもたち、消防関係者ら約90人が参加し、この防火常夜燈が、地域住民はもとより車で通りかかるドライバーにも、防火の気持ちに導く“道しるべ”となればと願いました。



防火の願いが込められた常夜燈

消防通信 / 望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

消防 大学 校だより



■ 第1回新任消防長・学校長コースの 実施について

4月18日から28日までの11日間(教育日数9日間)、第1回新任消防長・学校長コースを消防大学校として初めて実施しました。このコースは主に一般行政職から消防長に新たに就任した者及び消防学校長に新たに就任した者を対象としたものです。今回は消防長26名、消防学

校長3名の計29名が参加しました。空気呼吸器を着装した濃煙熱気訓練や化学防護服を着装した歩行訓練を初めとした実科訓練14時間を含む計56時間のコースを、全員が真摯に受講しました。



活動指揮訓練



放水訓練



濃煙熱気訓練



訓練前のミーティング

風水害に対する備え

防災課

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように我が国の広い地域で大きな被害をもたらしています。例年台風の上陸は平均すると年間3個程度となっていますが、昨年は、過去最多となる10個の台風が上陸し、様々な災害が発生しました。8月の台風第15号や9月の台風第21号では土石流災害が発生し、8月の台風第16号では高潮被害、10月の台風第23号では死者・行方不明者が98人にのぼり、加えて7月の新潟・福島豪雨や福井豪雨によって多くの世帯が浸水等の被害に遭いました。

それぞれの地域におけるこれまでの風水害の有無にかかわらず、日頃からその対策を準備しておくことが大切です。

～台風とは～

熱帯地方の海上で発生する低気圧を熱帯低気圧と呼びますが、このうち北西太平洋や南シナ海で発達して、中心付近の最大風速が毎秒およそ17m(風力8)以上になったものを「台風」と呼びます。ちなみに、北大西洋や北東太平洋では「ハリケーン」、インド洋では「サイクロン」などの呼び名となっています。

台風は、暖かい海面から供給される水蒸気をもとに発生し、発達していくもので、大きな空気の渦巻きとなり、中心に向かうほど強い風が反時計回りに吹いています。また、積乱雲が集まったものであるため、雨を広い範囲に長時間降らせることとなります。このように強風と大雨が台風の大きな特徴といえます。

台風が上陸する地域については、移動経路の特徴から太平洋沿岸地域がほとんどです。一般的に、上陸すると台風の勢力は徐々に弱まるとされていますが、気圧や前線の配置などの気象条件によっては、台風の活動が前線活動を刺激することに伴って被害が拡大する場合があります、注意が必要です。

～集中豪雨とは～

量的な定義はありませんが、時間的・空間的に集中して降る大雨のことを「集中豪雨」といいます。集中豪雨は、急速に発達する積乱雲によって引き起こされ、主に日本付近に前線が停滞している時(梅雨期の終わり頃)や台風が日本列島に

接近しているか上陸した時、大気的不安定な状態が続き、次々と雷雲が発生している時などに発生します。短時間かつ局所的に発生するため、被害も局地的になり、具体的な場所、時間、雨量を特定した予想は難しいのが現状です。

～風水害に対する備え～

強い風や大雨等によってもたらされる災害には、洪水、土砂災害、高潮、高波及び突風などがあります。洪水は、主に大雨によって河川があふれ、堤防の決壊などにより水が沿岸地へ流れ出て被害を与えるものです。また土砂災害は、大雨によって地盤が緩んだことにより、がけ崩れや地すべり、土石流などとなって現れます。高潮については、台風などによって海面が普段以上に大きく持ち上げられ、沿岸に押し寄せるものです。

こうした風水害による被害を最小限にとどめるため、家庭においては、予め窓や雨戸の補強をする、非常用品を揃えておく、避難場所を確認しておくほか、常に台風や大雨に関する情報を確認することなどが大切です。また、地域において、自治体や消防機関などと一体となった地域ぐるみの防災体制を整えておくことも重要です。例えば、地域住民の参加のもと、避難誘導や救出・救護など実践的な防災訓練を重ねることにより関係者の防災意識を喚起する、災害危険箇所を事前に点検したうえで災害防止のための必要な措置を予め講じておくことなどです。

特に、大規模な災害時には、防災関係機関のみでの初動体制が不十分となる場合が想定されるので、地域の人々が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に立ち、連帯感を持ちながら自主的な防災活動に取り組むことが重要です。

日頃からの防災知識の普及啓発はもとより、災害に備えたより実践的な情報収集及び伝達体制の確立、災害危険箇所に対する措置、避難体制の整備(災害時要援護者対策等)、実効性のある防災訓練の導入など、住民と防災関係機関が一体となって一層の防災体制の強化を事前に図り、風水害に備えておくことが必要と言えるでしょう。



新潟・福島豪雨被害写真



台風第23号被害写真

石油コンビナート災害の防止

特殊災害室

石油コンビナート等災害防止法は、昭和49年において相次いでコンビナート災害が発生し、12月の岡山県倉敷市水島の製油所の重油流出事故及び昭和50年2月の三重県四日市製油所における灯油タンク火災の甚大性にかんがみ、昭和50年に制定されました。

石油、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積している石油コンビナートにおいては、ひとたび火災等が発生した場合には、甚大な被害となることが懸念されることから、消防法や高圧ガス保安法等の規制に加えて、各施設のレイアウト、防災資機材等について定めた石油コンビナート等災害防止法による規制を行い、災害の拡大防止及び防災体制の確立を図ることとしています。

こうした中、平成15年9月の十勝沖地震の際に発生した浮き屋根式タンクの全面火災を受け、石油コンビナート等特別防災区域における消防力と防災体制の充実強化を図るため、石油コンビナート等災害防止法の一部改正（平成16年6月2日公布）を行いました。消防力の充実強化としては、浮き屋根式タンク全面火災に対応するための増強資機材（大容量泡放射システム）の配備を義務付けることとし、特定事業者共同で、より広域的な配備を可能とする組織的受け皿（広域共同防災組織）を整備（公布後1年6月以内に施行）することとしました。また、防災体制の強化としては、防災管理者・防災規程等を中心とした体制の整備を図り、防災業務の適正化及び責任の明確化、防災規程の実効性の確保とそれに伴う行政の関与、災害現場における情報提供要求について新たに取り入れました。特定事業者におかれても、自らの防災体制が十分なものであるか、今一度検討をお願いします。

防災体制の強化



防災業務の適正化及び責任の明確化

市町村長等は、特定事業者の防災対応に関して、防災業務の適正な運営を確保するために特に必要がある時は、防災業務の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることが出来るようになり、この命令に違反した者に

は罰則が適用されることとなりました。



防災規程の実効性の確保とそれに伴う行政の関与

事業者による自主保安体制の整備及び消防機関による事前チェックにより、特定事業所の防災体制の充実強化を図ることとして、定期報告制度が設けられました。これにより特定事業者は、自衛防災組織について、特定防災施設等の設置及び維持管理に関すること、防災要員の配置並びに防災資機材等の備え付け及び維持管理に関すること、防災管理者に対する研修の受講に関すること、防災管理者の選任の届出に関すること、防災規程に基づく特定防災施設等の点検並びに防災要員に対する教育及び訓練、異常現象の通報等の実施の状況に関することを報告することとされました。なお、共同防災組織を設置している特定事業者を代表する者は、共同防災組織について、防災要員の配置並びに防災資機材等の備え付け及び維持管理に関すること、共同防災組織の設置及び変更の届出に関すること、共同防災規程に基づく防災要員に対する教育及び訓練等の実施の状況に関することについて報告することとされました。なお、最初の報告については、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間における防災業務の実施の状況について、市町村長等に行うこととされました。



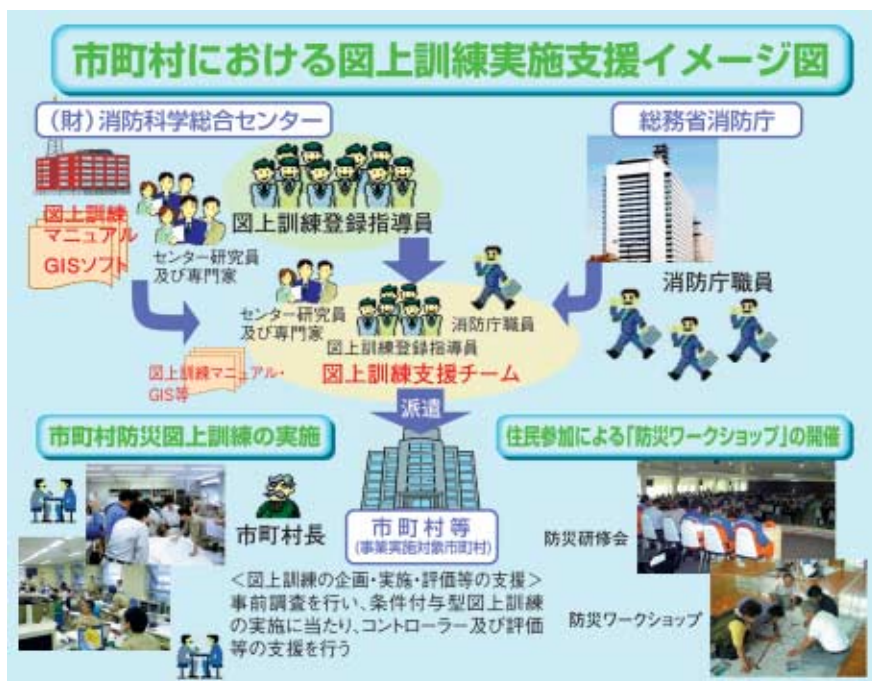
災害現場における情報提供要求

石油コンビナート等特別防災区域において、消防隊が安全かつ円滑・効果的な消防活動を行うためには、特定事業所の構造や取り扱う石油等の性状に関して、特に正確な情報を得ることが重要であります。そのため、災害の現場においては、特定事業所の事業の実施を統括管理する者は、災害の発生若しくは拡大の防止のため必要な情報を要求に応じて提供することとされました。

特定事業者は、これらの改正事項について、十分に理解し、防災体制の強化及び防災要員の能力の向上を図っていただきたいと思いをします。

防災図上訓練指導員を募集

「地方公共団体の地震防災訓練(図上型訓練)実施要領モデルの作成に関する調査研究報告書」(平成17年3月消防庁)の報告を受け、市町村における実践的な防災訓練の実施を支援するため図上型防災訓練の企画・運営・評価に関する専門家を育成し、また小規模市町村における図上型防災訓練の実施を通じた地域の防災力強化に関する調査研究の補助業務を行うため、(財)消防科学総合センターにおいて「防災図上訓練指導員」を募集しています。この指導員は同センターにおいて一定の研修の後、図上型防災訓練の専門家として登録され、全国の市町村における図上訓練の実施をサポートすることとなります。



登録予定人員 16名程度

募集期間 平成17年6月1日(水)から6月30日(木)まで

問い合わせ先 〒181-0005 東京都三鷹市中原3丁目14-1 (財)消防科学総合センター 防災図上訓練指導員登録担当
 Tel: 0422-49-1113 Fax: 0422-46-9037

新潟県中越地震における長岡市妙見町土砂崩れ現場での救助活動に関わる消防庁長官表彰の副賞等贈呈式

消防庁では、消防表彰規程第2条第1項第1号に定める功労が次のいずれにも該当する緊急消防援助隊の部隊等に対して授与する副賞を新たに製作しました。

- (1) 一身の危険を顧みることなく職務を遂行したもの
- (2) 人命救助活動を行ったもの
- (3) 活動が消防の信頼を著しく高めることに資するもの



消防庁長官表彰の副賞等贈呈式の模様

今回、昨年10月に発生した新潟県中越地震における長岡市妙見町土砂崩れ現場で活動した緊急消防援助隊の救助隊等41隊に授与しました。

このオブジェは、文化功労者安藤忠雄氏が消防職団員の活動を顕彰して製作して下さったものです。
「駆け上がる勇氣」を象徴しています。



文化功労者 安藤忠雄氏製作のオブジェ

4月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防国第22号	平成17年 4月 1日	各都道府県国民保護主管部長 各指定都市国民保護主管局長	消防庁国民保護室長	「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」の施行並びに安否情報の収集及び提供に係る留意事項等について
消防消第78号	平成17年 4月 1日	各都道府県知事	消防庁長官	消防防災施設整備費補助金交付要綱及び消防防災設備整備費補助金交付要綱の全部改正について
消防危第68号	平成17年 4月 4日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	平成17年度危険物事故防止アクションプランの取組みについて
消防消第85号 消防災第56号	平成17年 4月 5日	各都道府県消防防災主管部長 各指定都市消防防災担当局長	消防庁消防課長 消防庁防災課長	平成16年度防災対策事業（防災基盤整備事業、公共施設等耐震化事業）、旧緊急防災基盤整備事業及び旧防災まちづくり事業に係る実績報告書の提出について
消防予第73号 消防安第72号	平成17年 4月 8日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長 消防庁防火安全室長	消防用設備等の設置等に係る金融上の措置について
消防消第87号	平成17年 4月11日	社団法人日本経済団体連合会 社会本部長 日本商工会議所 理事・事務局長	消防庁消防課長	消防団に関するアンケート調査の実施について
消防消第88号	平成17年 4月11日	各都道府県消防防災主管課長	消防庁消防課長	消防団員数の実態調査等について（照会）
消防予第72号	平成17年 4月11日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドラインの策定について
消防特第75号	平成17年 4月14日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁特殊災害室長	水素を燃料とする自動車の輸送中の事故に係る対応について
消防消第93号	平成17年 4月19日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防課長	市町村合併状況及び市町村合併等に係る消防広域再編の状況調査について（依頼）
消防予第77号	平成17年 4月22日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	消火器・防災物品の適切なリサイクルに向けた取組みの推進について
消防震第38号	平成17年 4月25日	各都道府県消防防災主管課長 東京消防庁・政令指定都市消防長	消防庁次長	第3回緊急消防援助隊全国合同訓練の開催について
消防消第99号 消防災第74号 消防安第81号	平成17年 4月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防課長 消防庁防災課長 消防庁防火安全室長	「住宅用火災警報器PRハンドブック」等を活用した消防団、婦人（女性）防火クラブ及び自主防災組織等と連携した住宅防火の推進について
消防予第87号 消防危第84号	平成17年 4月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	「ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」（平成13年5月16日付け消防予155号、消防危第61号）の一部改正について

広報テーマ

6 月		7 月	
①危険物安全週間	危険物保安室 防火安全室	①台風に対する備え	防災課
②改正消防法の周知（住宅用火災警報器等の設置義務付けまであと1年）		②住民自らによる災害への備え	防災課
③災害時要援護者対策の推進	防災課	③石油コンビナート災害の防止	特殊災害室
		④電気器具の安全な取扱い	予防課 防火安全室

編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927)
電 話 03 - 5253 - 5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / ㈱近代消防社